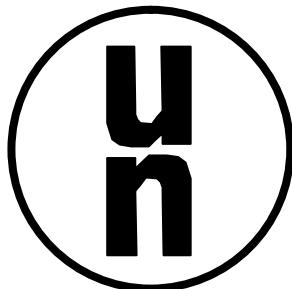


第1号様式（第13条関係）

（病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の表示）



(a) / CLASS 6. 2 / (b)
J / (c)

備考 1 「(a)」は、容器及び包装の種類、材質並びに細分類の別に第5号様式別表第1に掲げる記号とする。ただし、Uマーク付き容器にあっては、「(a)」に続き「U」の文字を付すこと。

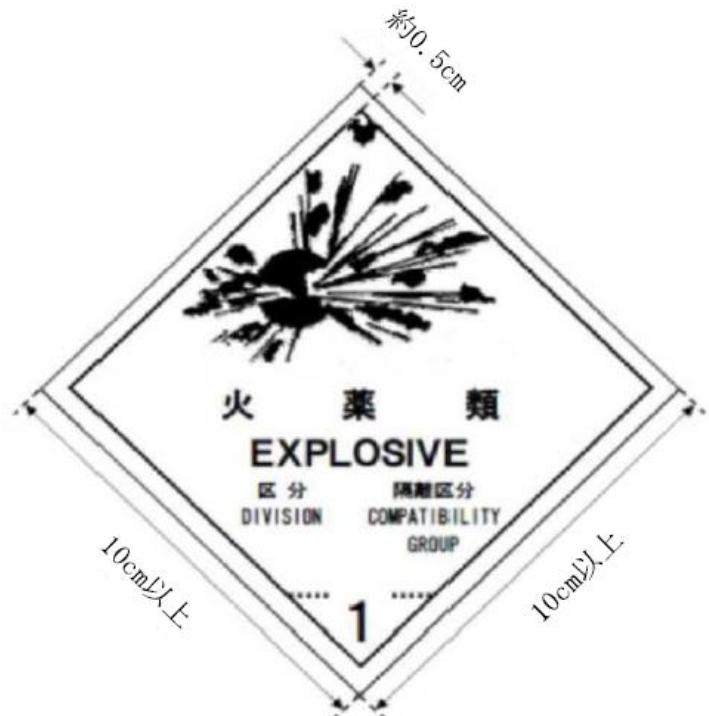
2 「(b)」は、製造年（西暦年の下2桁）とする。

3 「(c)」は、製造者の名称又はその略号とする。

4 表示する文字、数字は見やすい大きさとする。ただし、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって5キログラム又は5リットルを超える場合6ミリメートル以上とする。

第2号様式（第14条、第19条関係）

ラベルA



ラベルB



部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

区分及び隔離区分の欄には、それぞれ収納されている火薬類の区分及び隔離区分を記入するものとする。

部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒

隔離区分の欄には、収納されている火薬類の隔離区分を記入するものとする。

ラベルD



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルE



部 分	色 彩
地	緑
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルF



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルG



部 分	色 彩
地	赤
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルH



部 分	色 彩
地	白
斜線を施した部分	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベル I



部 分	色 彩
上半部の地	白
下半部の地	赤
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベル J



部 分	色 彩
地	青
文 字	黒又は白
線	黒又は白
記 号	黒又は白

ラベルK



部 分	色 彩
地	黄
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルL



部 分	色 彩
上半部の地	赤
下半部の地	黄
文 字	黒
上半部の線	記号と同色
下半部の線	黒
記 号	黒又は白

ラベルM



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルP



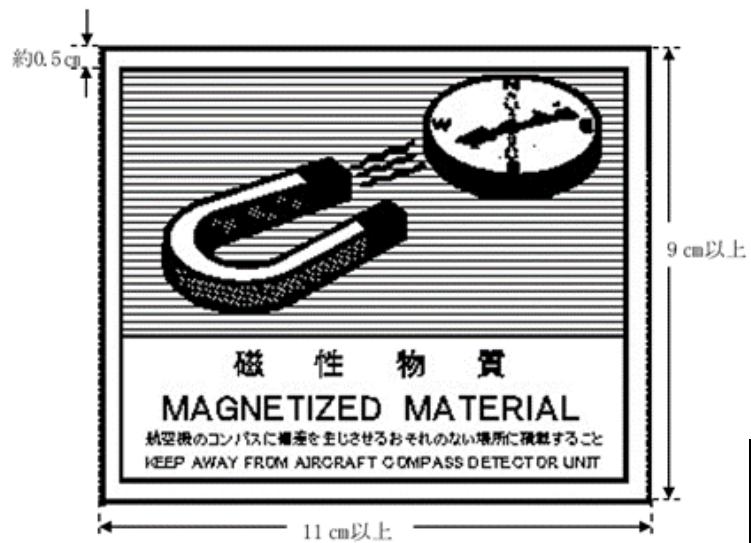
部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルQ



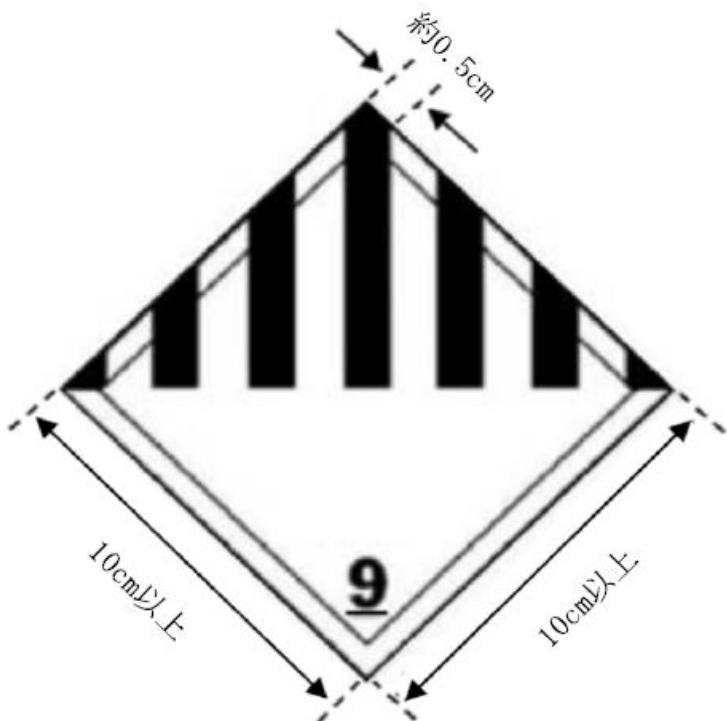
部 分	色 彩
上半部の地	白
下半部の地	黒
文 字	白
線	黒
記 号	黒

ラベルR



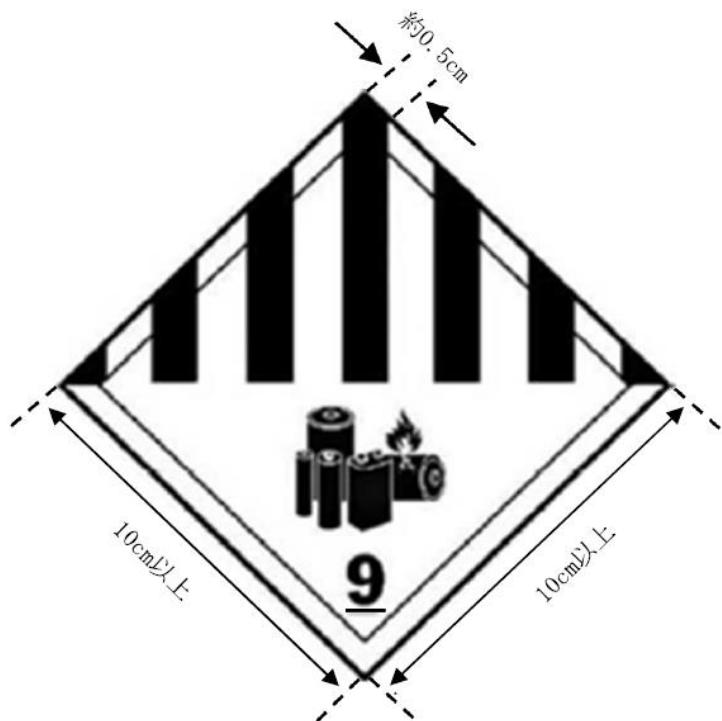
部 分	色 彩
地	白
文 字	青
線	青
記 号	青

ラベルS



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

ラベルT



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注 1 ラベルPは、包装物が小さい場合は1辺の長さを5センチメートルとすることができます。

2 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

3 液化石油ガスのシリンダー及びカートリッジに貼付されるラベルDの文字及び記号は、適切な対比があれば、容器の背景色とすることができます。

第3号様式（第14条、第18条関係）

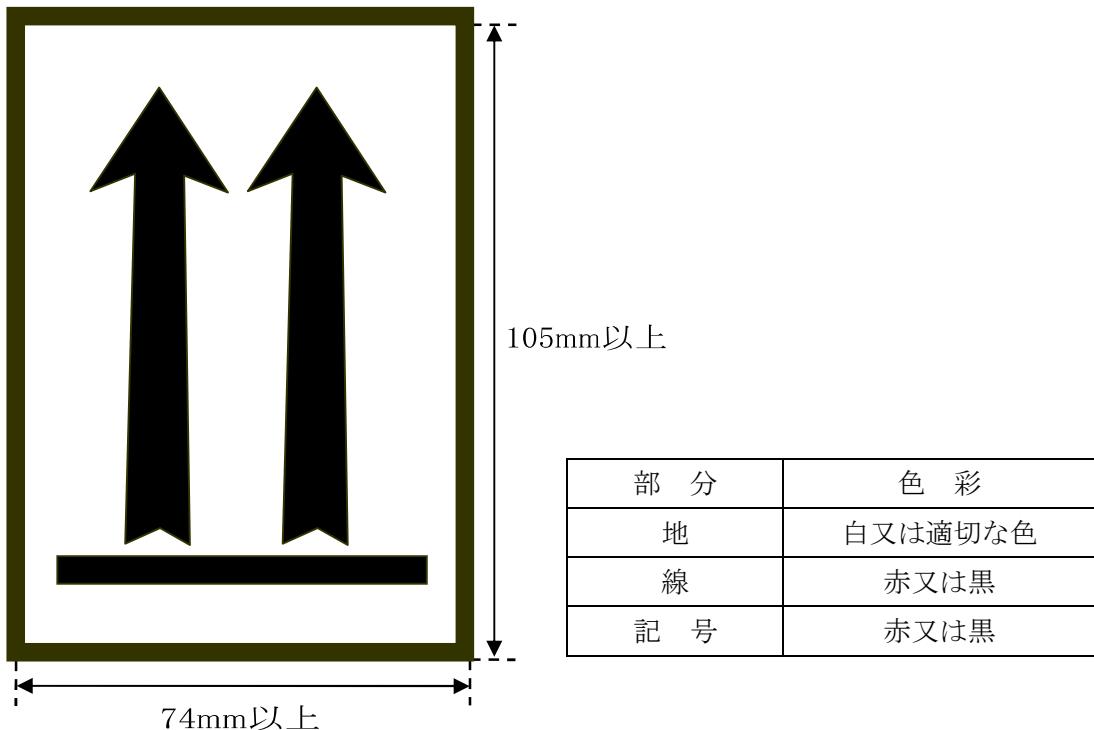


部 分	色 彩
地	だいだい
文 字	黒
線	黒
記 号	黒

注1 ℓは1センチメートル以上とする。

2 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

第4号様式（第14条及び第16条関係）



注 本様式に代えて、ISO780:1997 の様式を用いることができる。

第4号の2様式（第14条関係）



105mm以上

74mm以上

部 分	色 彩
地	緑
文 字	白
線	白
記 号	白

注 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

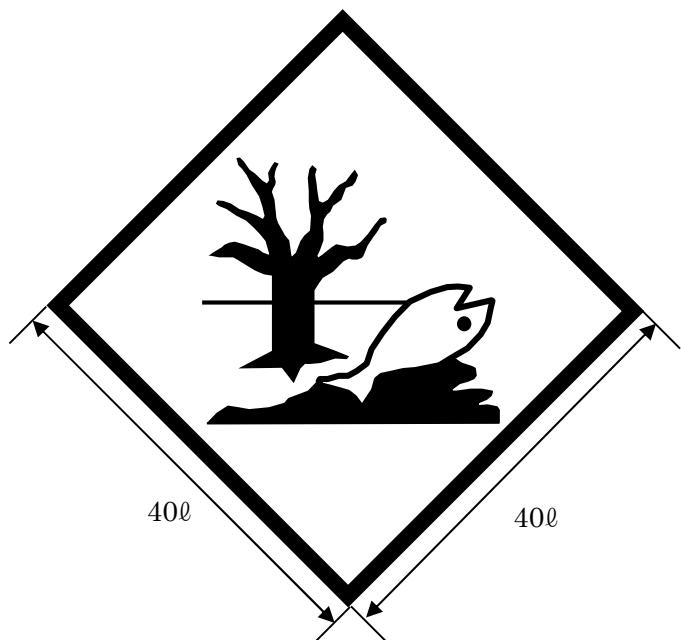
第4号の3様式（第14条関係）



部 分	色 彩
地	白
文 字	黒
線	黒
記 号	赤と黒

注 ラベルに付した文字のうち日本語若しくは英語のいずれか一方を省略し、又は適切な文字を加えることができる。

第4号の4様式（第14条関係）

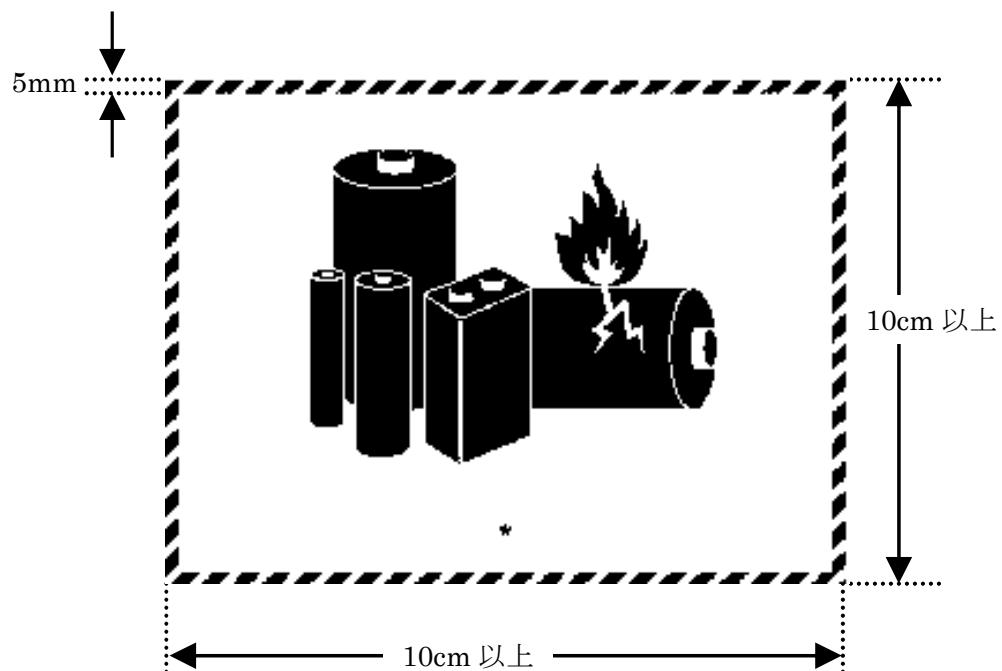


部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒
記 号	黒

注1 ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とし、 ℓ は0.25センチメートル以上とする。

2 包装物が小さい場合であって、本様式が明瞭に表示される場合に限り、縮小することができる。

第4号の5様式



部分	色彩
地	白又は適切な色
文字	黒
線	赤
記号	黒

注1 *には、包装物に収納されるリチウム電池又はナトリウムイオン電池の国連番号を表示すること。

2 包装物が小さい場合に限り、本様式に代えて縦7センチメートル以上、横10センチメートル以上の様式を用いることができる。

第5号様式（第21条、第22条関係）

（初めて規則第194条第2項第1号ロの検査を受ける容器及び包装の表示）

（a）／（b）（c）／（d）／（e）

J／（f）

（i）（容器容量が100リットルを超える金属製ドラムの底部に表示する場合に限る。）REC（再生プラスチック製容器に限る。）

備考

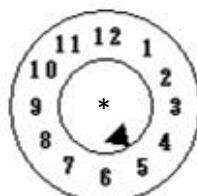
- 1 「（a）」は、容器及び包装の種類、材質及び細分類を表し、容器及び包装の種類、材質及び細分類の別に別表第1に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器、Tマーク付き容器及びUマーク付き容器にあっては、「（a）」に続き、それぞれ「V」、「T」及び「U」の文字を付すこと。
- 2 「（b）」は、収納することができる輸送許容物件の等級を表し、収納することができる輸送許容物件の等級の別に別表第2に掲げる記号とする。ただし、Vマーク付き容器にあっては、「X」とする。
- 3 「（c）」は、单一容器であって液体を収納するものにあっては収納することができる液体の比重（小数点第2位以下切り捨て）（比重が1.2以下の場合は、不要）、組合せ容器又は单一容器であって固体を収容するものにあっては最大総質量をキログラムで表した数量とする。ただし、Vマーク付き容器にあっては、第21条第一号において

て落下させた内装容器の総質量の2分の1に外装容器(緩衝材及び吸収材を含む。)の質量を加えた質量をキログラムで表した数値とする。

4 「(d)」は、組合せ容器又は单一容器であって固体を収納するものにあっては記号「S」とし、单一容器であって液体を収納するものにあっては第21条第2号に規定する圧力をキロパスカルで表した数値(10キロパスカル未満切り捨て)とする。

5 「(e)」は、製造年(西暦年の下2桁)及び月(外装容器としてプラスチックドラム又はプラスチックジェリカンを用いるものに限る。)とする。製造月の表示は次の例により表示するものとすし、他の表示と異なる場所に付してもよい。

例 製造月が5月の場合



* 製造年(西暦年の下2桁)をここに表示することができる。その場合、「(e)」の表示と同一のものであること。また、他の表示に隣接して表示する場合は、「(e)」を表示しないことができる。

6 「(f)」は、製造者の名称又はその略号とする。

7 「(i)」は、金属製ドラムの胴部に使われる金属の厚さを0.1ミリメートルで表した数値とする。ただし、頂部又は底部の厚さが、胴部の厚さより薄い場合は、次の例

により表示を付すものとする。

例

(j) – (i) – (k) (この場合、「(j)」は頂部の厚さ、「(k)」は底部の厚さとする。)

8 総重量が30キログラムを超える容器の表示は、容器の頂部又は側部に付すものとする。又、許容容量が100リットルを超える金属製ドラムの表示は、容器の頂部又は側部及び底部に付すものとする。

9 表示する文字、数字は見やすい大きさとする。ただし、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって5キログラム又は5リットルを超える場合6ミリメートル以上とする。

10 再生行程を経ることとなる容器に表示する(a)から(e)の文字又は数字は、押し出し等の恒久的な方法で付すこと。ただし、許容容量が100リットルを超える金属製ドラム以外の容器及び金属製ドラムであって、備考11により底部に押し出し等の恒久的な方法で当該表示が付されている容器についてはこの限りでない。

11 許容容量が100リットルを超える金属製ドラムの底部に表示する文字又は数字は、押し出し等の恒久的な方法で付すこと。

12 反復再使用されるステンレス鋼製等の金属ドラムに表示する「J」及び「(f)」の文字又は数字は、押し出し等の

恒久的な方法で付すことができる。

13 容器が複数の要件に適合する場合において、二以上のこの様式に定める表示を付すときは、当該表示を異なる場所に付してはならない。

別表第1

種類	材質	細分類	記号
1. ドラム	A. 鋼	天板固着式のもの	1 A 1
		天板取り外し式のもの	1 A 2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	1 B 1
		天板取り外し式のもの	1 B 2
	D. 合板	—	1 D
	G. ファイバ板	—	1 G
	H. プラスチック	天板固着式のもの	1 H 1
		天板取り外し式のもの	1 H 2
	N. 鋼及びアルミニウム以外の金属	天板固着式のもの	1 N 1
		天板取り外し式のもの	1 N 2
3. ジェリカン	A. 鋼	天板固着式のもの	3 A 1
		天板取り外し式のもの	3 A 2
	B. アルミニウム	天板固着式のもの	3 B 1
		天板取り外し式のもの	3 B 2
	H. プラスチック	天板固着式のもの	3 H 1
		天板取り外し式のもの	3 H 2
4. 箱	A. 鋼	—	4 A

	B. アルミニウム	—	4 B
C. 天然木材	普通型	—	4 C 1
	粉末不漏型	—	4 C 2
D. 合板	—	—	4 D
F. 再生木材	—	—	4 F
G. ファイバ板	—	—	4 G
H. プラスチック	発泡プラスチック	—	4 H 1
	硬質プラスチック	—	4 H 2
N. 鋼又はアルミニウム以外の金属	—	—	4 N
5. 袋	H. 樹脂クロス	粉末不漏性のもの	5 H 2
		防水性のもの	5 H 3
	H. プラスチックフィルム	—	5 H 4
	L. 織布	粉末不漏性のもの	5 L 2
		防水性のもの	5 L 3
	M. 紙	多層で防水性のもの	5 M 2
6. 複合容器	H. プラスチック製内容器のもの	外装用鋼製ドラム付き	6 H A 1
		外装用鋼製箱付き	6 H A 2
		外装用アルミニウムドラム付き	6 H B 1
		外装用アルミニウム製箱	6 H B 2

付き	
外装用木箱付き	6 H C
外装用合板ドラム付き	6 H D 1
外装用合板箱付き	6 H D 2
外装用ファイバドラム付き	6 H G 1
外装用ファイバ板箱付き	6 H G 2
外装用プラスチックドラム付き	6 H H 1
外装用硬質プラスチック箱付き	6 H H 2

別表第2

記号	収納することができる輸送許容物件の等級
X	1、2又は3
Y	2又は3
Z	3

(再生を行った容器及び包装の表示)

(a) / (b) (c) / (d) / (e)

J / (g) / (h) R L

備考

1.「(g)」は、再生を行った者の名称又はその略号とする。

2.「(h)」は、再生を行った年(西暦年の下2桁)とする。

3.「L」の文字は、单一容器であって液体を収納する容器

及び包装に限り付すものとする。

4. 初めて規則第 194 条第 2 項第 1 号口の検査を受ける容器及び包装の表示の備考 1、2、3、4、5、8 及び 9 の規定は、この様式について準用する。

5. 再生行程を経た後、当該容器の頂部又は側部に付された表字が消えたため、表示を付す場合には、(e) の数字は付さなくともよい。

(水素吸蔵合金システムの容器及び包装の表示)

I S O 16111 J (1) / (m) P H (n) B A R
(o) (p)

備考

1. 「(1)」は、製造された年（西暦年の 4 桁）とする。

2. 「(m)」は、製造された月とする。

3. 「(n)」は、圧力差試験の値とする。

4. 「(o)」は、製造者によるシリアル番号とする。

5. 「(p)」は、鋼製シリンドラー又は鋼製内張りを有した複合シリンドラーの場合、「H」の文字を表示する。

6. 耐用年数が限られた水素吸蔵合金システムを用する場合、(1) の前に「F I N A L」の文字を表示する。

(I B C 容器及び包装の表示)

(q) / (b) / (r)

J / (f) / (s) / (t)

備考

1. 「(q)」は、包装基準 956 の容器及び包装の種類、材質及び分類を表し、材質及び分類の別に別表第 3 に掲げる記号とする。

2. 「(r)」は、製造された年（西暦年の下 2 桁）及び月とする。

3. 「(s)」は、荷重試験重量をキログラムで表した数値とする。荷重試験を行っていない場合、数字「0」を表示する。

4. 「(t)」は、最大荷重量をキログラムで表した数値とする。

別表第 3

材 質	分 類	記 号	
金属	A. 鋼	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11 A
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21 A
	B. アルミニウム	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11 B
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21 B
	N. 鋼及びアルミニウム以外の金属	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11 N
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされるもの	21 N
柔軟性のあるもの	H. プラスチック	樹脂クロスであって、コーティングが施されているもの	13 H 2
		樹脂クロスであって、内張り	13 H 3

		付きのもの	
		樹脂クロスであって、コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13H4
		プラスチックフィルムのもの	13H5
	L. 織布	コーティングが施されているもの	13L2
		内張り付きのもの	13L3
		コーティングが施され、かつ、内張り付きのもの	13L4
	M. 紙	多層のもの	13M1
		多層で防水性のもの	13M2
	H. 硬質プラスチック	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	11H1
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	11H2
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねた場合に全荷重に耐えるように設計された構造を有するもの	21H1
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、積み重ねるための構造を有しないもの	21H2
プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	H Z. プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	11HZ1
		固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	11HZ2
		固体用であって、圧力により	21HZ1

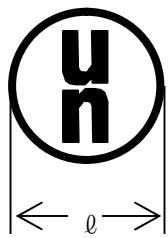
		充てん及び排出がされ、かつ、硬質プラスチック製の容器を内部に備えたもの	
		固体用であって、圧力により充てん及び排出がされ、かつ、柔軟性のあるプラスチック製の容器を内部に備えたもの	21HZ2
ファイバ板	G. ファイバ板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされるもの	11G
木材	C. 天然木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11C
	D. 合板	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11D
	F. 再生木材	固体用であって、重力により充てん及び排出がされ、かつ、内張り付きのもの	11F

(注) プラスチック製の容器を内部に備えた複合容器の記号のうち「Z」の文字は、外装容器の材質を示す以下の記号に置き換える。

A	鋼
B	アルミニウム
C	天然木材
D	合板
F	再生木材
G	ファイバ板
H	プラスチック
L	織布
M	紙 (多層のもの)
N	鋼及びアルミニウム以外の金属

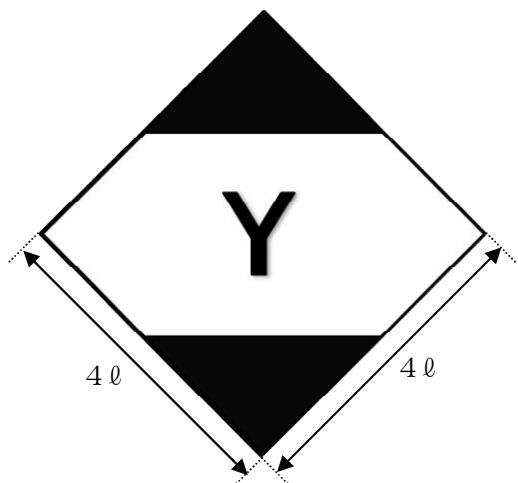
航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
令和7年1月1日適用

第6号様式（第22条関係）



いは、表示が見やすい大きさとする。ただし、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットルを超える場合12ミリメートル以上、許容質量又は許容容量が30キログラム又は30リットル以下であって5キログラム又は6リットルを超える場合6ミリメートル以上とする。

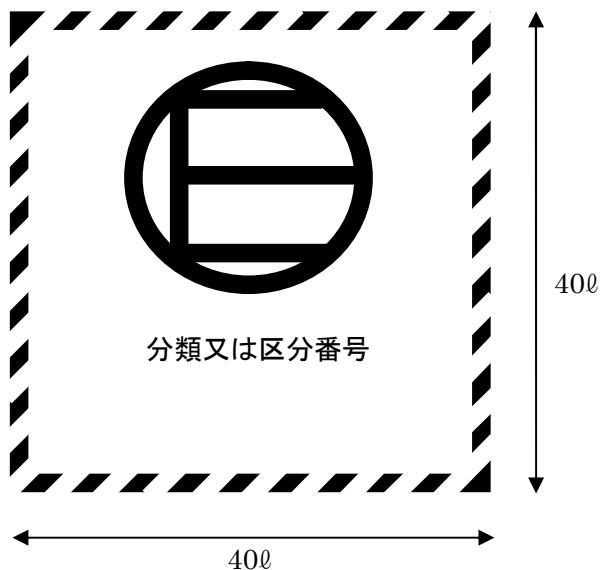
第7号様式（第23条関係）



部 分	色 彩
地	白又は適切な色
線	黒
記 号	黒

注1 線の幅は2ミリメートル以上とし、 ℓ は2.5センチメートル以上とする。
2 包装物が小さい場合であって、本様式が明瞭に表示される場合に限り、 ℓ を1.25センチメートル以上とすることができる。

第8号様式（第24条関係）

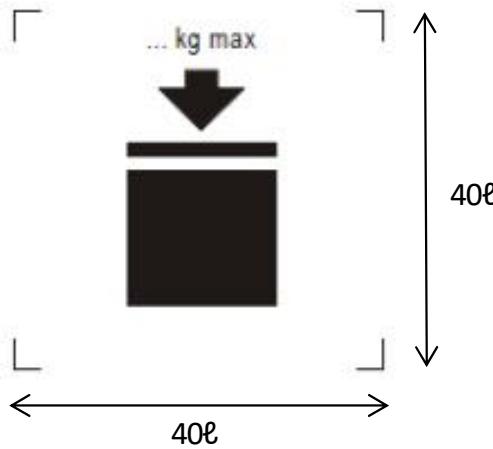


部分	色彩
地	白又は適切な色
文字	黒
線	赤又は黒
記号	線と同色

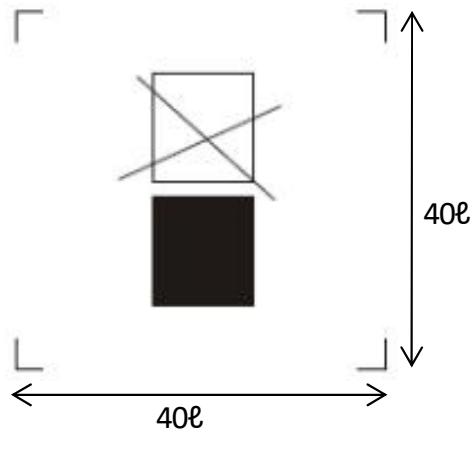
注1 ℓは0.25センチメートル以上とする。

2 包装物に荷送人又は荷受人の氏名が表示されていない場合は、分類番号又は区分番号の下に荷送人又は荷受人の氏名を記載する。

第9号様式



積み重ねができる IBC 容器の表示



積み重ねができない IBC 容器の表示

注 1 ℓ は 0.25 センチメートル以上とする。

2 重量を表示した文字及び数字の高さは、12 ミリメートル以上とする。なお、平成 28 年 12 月 31 日以前に製造、修理又は再製造されたものについては、この限りでない。